

## 令和7年度 自動車騒音常時監視業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 令和7年度 自動車騒音常時監視業務委託
- 2 業務目的 本業務は、市川市内における自動車騒音の状況について、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、環境省が配布する面的評価支援システムを使用して常時監視を実施することを目的とする
- 3 委託場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市環境部生活環境保全課
- 4 委託期間 令和7年11月14日から 令和8年3月19日 まで

### 5 業務内容

#### 5-1 基礎調査

別紙1「令和7年度実施計画」に示す道路（以下「監視対象道路」という。）に面する地域について、環境省水・大気環境局自動車環境対策課の自動車騒音常時監視マニュアル（以下「マニュアル」という。）第3章3.3に基づき次の事項について行うものとする。

- (1) 計画・準備
- (2) 文献調査
- (3) 現地踏査

なお、文献調査及び現地踏査においては、土地利用状況、道路交通情勢、道路の構造等の把握を行うものとする。

また、調査結果から状況変化が確認された場合は実施計画を精査し、評価区間の加除・分割・統合等の所要の見直しを行う。

#### 5-2 測定

監視対象道路のうち、別紙2「令和7年度評価対象区間」に示す区間（以下「評価対象区間」という。）について、マニュアル第3章3.4(1)、第3章3.4(2)及び振動規制法施行規則第12条に基づき、次の事項(1)及び(2)について調査を行い、結果を整理するものとする。

- (1) 騒音・振動
- (2) 交通条件（交通量および走行速度）
- (3) データ整理

なお、天候の急変や、道路工事・工場等の高騒音作業により測定が困難と判断された場合などは、測定を中止し、委託者と協議の上で再測定を行うこと。また、上記における詳細作業工程は、次のとおりとする。

① 事前準備

測定地点については、現地踏査結果を踏まえ、委託者と協議の上で選定する。なお、測定地点は、概況が判別できるよう、周辺の写真撮影を行い、台帳を整理する。

また、測定日や安全対策その他の詳細については、打合せ等において委託者と調整する。

② 残留騒音の測定

評価対象区間においてマニュアル第3章3.4 (1) に基づき、残留騒音を実測により把握する。監視対象道路の背後地（道路騒音の影響を受けにくい地点）に騒音計を設置して、昼間・夜間の基準時間帯のうち各2観測時間（各観測時間の10分以上）測定する。測定する項目は以下のとおりとする。

昼間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

夜間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

時間率騒音レベル ( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )

最大値 ( $L_{Amax}$ )

③ 騒音発生強度の測定

評価対象区間においてマニュアル第3章3.4 (2) に基づき、騒音発生強度を実測により把握する。当該道路の交通騒音を把握できる位置に騒音計を設置して、24観測時間（各観測時間の10分間以上）測定する。測定する項目は以下のとおりとする。また、令和7年度評価対象区間のうち1地点において、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に基づいた測定並びに評価を行うものとする。なお、面的評価支援システムに入力できるよう、測定箇所の道路横断情報を現地調査等により把握し、台帳に整理すること。

昼間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

夜間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ )

時間率騒音レベル ( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )

最大値 ( $L_{Amax}$ )

④ 振動発生強度の測定

評価対象区間において振動規制法施行規則第12条に基づき、振動発生強度の測定並びに評価を行うものとする。なお、観測時間は24観測時間（各観測時間の10分間以上）とし、測定する項目は以下のとおりとする。

昼間時間率振動レベル ( $L_{10}$ )

夜間時間率振動レベル ( $L_{10}$ )

最大値 ( $L_{max}$ )

⑤ 交通条件（交通量および走行速度）の測定

評価対象区間のうち1区間においてマニュアル第3章3.4 (2) に基づき、上下別・車種別交通量（大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車）、上下別・車種別平均走行速度（大型車、小型車）を測定する。

測定時間は、昼及び夜の基準時間帯でそれぞれ2観測時間とする。

また、5-3面的評価を行うにあたり必要な場合には、他の区間についても測定を行う。

### 5-3 面的評価

面的評価支援システム（環境省自動車騒音常時監視事務支援サイトからダウンロード可能）を用いて、次の事項を行うものとする。

- (1) 初期設定・システム構築
- (2) 騒音設定
- (3) 面的評価
- (4) オブジェクト作成

ただし、道路工事等により調査が困難な場合や、「5-1 基礎調査」の結果、実施計画を見直し、評価区間に変更が生じた場合等は、速やかに委託者と協議し見直しを行うこととする。  
なお、面的評価における実施項目は次のとおりとする。

#### ① 沿道状況の把握

住居等の属性

残留騒音

マニュアル第3章3.4(1)に基づき、評価対象区間内に存在する住居等の属性（建物の位置、戸数、環境基準の種類）を把握する。

具体的には、面的評価に使用する電子地図と比較して現況が著しく異なっていないかを確認し、状況が異なっている場合は、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況を把握・整理する。詳細は、委託者と協議の上決定する。

また、環境基準の種類は、都市計画用途地域図及び環境基準類型指定地域図により把握する。

#### ② 騒音発生強度の把握

評価対象区間について、マニュアル第3章3.4(2)及び上記「5-2 ③騒音発生強度の測定」の結果に基づき、騒音発生強度を把握する。

#### ③ 騒音暴露状況の把握

評価対象区間について、マニュアル第3章3.4(3)及び上記「5-2 ③騒音発生強度の測定」の結果に基づき、騒音暴露状況の把握方法（下表）を整理し、委託者と協議して決定する。その上で、評価対象区間内の全ての住居等について、マニュアル第3章3.4(3)に基づき、騒音暴露状況を把握する。

なお、面的評価支援システムでの作業に当たっては、使用するバージョンに対応した面的評価支援システムマニュアルに基づき適切に行うこと。

| 騒音暴露状況の把握方法        | 区間数     |
|--------------------|---------|
| ○個別計算又は区間計算による方法   | 協議の上で決定 |
| ○環境基準達成と見なす方法      | 協議の上で決定 |
| ○既知の面的評価結果等を準用する方法 | 協議の上で決定 |

#### ④ 振動発生強度の把握

評価対象区間について、上記「5-2 ④振動発生強度の測定」の結果に基づき、振動発生強度を把握する。

#### 5-4 打合せ・協議

業務着手時、中間打合せ（2回）、成果品納入時を原則とする（全4回）。必要な場合はこの限りではない。

#### 6 添付資料

別紙1 「令和7年度実施計画」

別紙2 「令和7年度評価対象区間」

#### 7 業務実施日

委託者と受託者が協議のうえ、業務実施日を決定するものとする。

#### 8 一般事項

##### (1) 用語の定義

本仕様書に用いる用語の定義は次のとおりとする。

- ① 「監督職員」とは、自動車騒音常時監視業務の監督を行う委託者側の者をいう。
- ② 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために委託者との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- ③ 「主任技術者」とは、受託者側の分析に係る責任者であり、環境計量士（騒音・振動関係）の資格を有する者をいう。なお、主任技術者は、業務担当者を兼ねることができる。
- ④ 「業務担当者」とは、業務を実施する者で、業務責任者、主任技術者以外の者をいう。
- ⑤ 「業務関係者」とは、業務責任者、主任技術者及び業務担当者を総称していう。

##### (2) 関係法令等の遵守

- ① 受託者は、業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。

環境基本法(平成5年11月19日法律第91号)

騒音規制法(昭和43年6月10日法律第98号)

振動規制法(昭和51年6月10日法律第64号)

騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」(平成23年9月14日付け環水大自発第110914001号環境省水・大気環境局長通知)

自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月）

騒音に係る環境基準の評価マニュアル

面的評価支援システム操作マニュアル

その他関係法令等

- ② 受託者は、業務関係者と適正な雇用契約を結び、労働関係法令を遵守しなければならない。

##### (3) 業務関係図書

本業務の実施に当たり、委託者は「電子地図（株式会社ゼンリン Zmap-TownⅡ 千葉県市川市 2019）」を受託者に貸与する。その他業務遂行上必要と認められる資料等について

は、委託者と協議の上、受託者が準備すること。

受託者は面的評価支援システムを環境省自動車騒音常時監視事務支援サイトからダウンロードし、GISエンジンである「面的評価支援システム(環境省)」版「Activemap. for. NET」は、受託者にて準備する。

(4) 業務現場管理

- ① 契約図書に適合する業務を完了させるため、受託者は業務管理体制を確立し、品質、工程、安全その他の業務管理を行うものとする。
- ② 受託者は、主任技術者及び業務担当者を定め、監督職員に業務実施前に届け出るものとする。また、主任技術者及び業務担当者を変更した場合も同様とする。
- ③ 主任技術者は、業務担当者に作業内容及び委託者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図るものとする。
- ④ 業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、主任技術者がその責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令に従って行うものとする。

9 提出書類及び報告書（成果品）

(1) 提出書類

受託者は、業務の実施に当たり、業務開始前に次に示す書類を委託者に提出するものとする。なお、記載内容に変更が生じた場合は委託者に報告すること。

- ① 着手届（指定様式）
- ② 業務計画書（任意様式）  
実施体制、全体工程、業務実施日、業務場所、業務内容及び使用する材料・機械器具等を記載した業務計画書を提出する。
- ③ 主任技術者等選任届（指定様式）  
業務に必要な資格の写し及び実務経験を証明する書類を添付すること。
- ④ 緊急時連絡体制表（任意様式）

(2) 報告書（成果品）

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる成果品を委託者に提出するものとする。

- ① 完了届（指定様式）  
受託した業務が完了した後、委託期間終了日までに提出するものとする。

② 成果品

| 名称                  | 媒体                       | 部数  | 備考                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------|--------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務報告書※ <sup>1</sup> | A4 紙                     | 1 部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省報告様式（様式 1-1～様式 3-2）</li> <li>・ 位置図</li> <li>・ 詳細図</li> <li>・ GIS データ</li> <li>・ 実施計画※<sup>2</sup></li> <li>・ 写真（撮影場所、撮影日時、測定機材の設置状況や周辺状況がわかるように撮影したもの。）</li> <li>・ 作業日報（日時業務内容、従事者名・人数、使用機械器具等が分かる内容のもの。）</li> <li>・ 計量証明書</li> </ul> |
| 環境省報告様式             | CD-ROM<br>または<br>DVD-ROM | 一式  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省報告様式（様式 1-1～様式 3-2）</li> <li>・ 位置図</li> <li>・ 詳細図</li> <li>・ GIS データ</li> <li>・ 実施計画※<sup>2</sup></li> <li>・ MENTEKI_DATA 内全データ</li> </ul>                                                                                            |

※<sup>1</sup> 業務報告書の書式は、特に定めはないが、受託者が作成し監督職員の承諾を受けるものとする。

※<sup>2</sup> 上記「5-1 基礎調査」、「5-2 測定」及び「5-3 面的評価」の結果を考慮して、本市が策定した次年度以降（5カ年）の自動車騒音常時監視計画の見直しを行うこと。なお、実施計画の作成にあたっては、打合せ協議における委託者の意見を反映させるものとする。

10 その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務に当たっての資料及び成果物は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

## 別紙 1

令和 7 年度実施計画

| 番号 | 路線名          | 道路種別 | 車線数 | 路線延長   |
|----|--------------|------|-----|--------|
| 1  | 一般国道 14 号    | 一般国道 | 4   | 1.5 km |
| 2  | 一般国道 298 号   | 一般国道 | 4   | 2.5 km |
| 3  | 市川浦安線 (バイパス) | 県道   | 2   | 0.7 km |
| 4  | 市川浦安線 (バイパス) | 県道   | 4   | 0.5 km |
| 5  | 船橋松戸線        | 県道   | 2   | 4.3 km |
| 6  | 船橋行徳線        | 県道   | 2   | 2.2 km |
| 7  | 高塚新田市川線      | 県道   | 2   | 1.9 km |
| 8  | 市道 0101 号    | 市道   | 6   | 1.1 km |

## 別紙 2

令和 7 年度評価対象区間

| 一連<br>番号 | 路線名             | 道路種別 | 評価区間の<br>始点 | 評価区間の<br>終点 | 基<br>礎<br>調<br>査 | 騒音          |                 |          |             |          | 振動              |      |
|----------|-----------------|------|-------------|-------------|------------------|-------------|-----------------|----------|-------------|----------|-----------------|------|
|          |                 |      |             |             |                  | 残留騒音<br>の調査 | 騒音発生強度<br>の把握方法 | 面的<br>評価 | 交通条件<br>の観測 | 要請<br>限度 | 振動発生強度の<br>把握方法 | 要請限度 |
| 1        | 一般国道 14 号       | 一般国道 | 一般国道 14 号   | 高塚新田・市川線    | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 2        | 一般国道 298 号      | 一般国道 | 高塚新田市川線     | 市川浦安線       | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 3        | 市川浦安線<br>(バイパス) | 県道   | 市川浦安線       | 若宮西船市川線     | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 4        | 市川浦安線<br>(バイパス) | 県道   | 東京市川線       | 市川市・浦安市境    | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 5        | 船橋松戸線           | 県道   | 船橋市・市川市境    | 市川市・松戸市境    | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 6        | 船橋行徳線           | 県道   | 船橋行徳線       | 市道 0106 号   | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 7        | 高塚新田市川線         | 県道   | 一般国道 298 号  | 一般国道 14 号   | ○                | 実測          | 実測              | ○        |             |          | 実測              | ○    |
| 8        | 市道 0101 号       | 市道   | 一般国道 357 号  | 市道 0106 号   | ○                | 実測          | 実測              | ○        | ○           | ○        | 実測              | ○    |

別紙2  
令和7年度評価対象区間（案内図）

